令和８年度　財政援助団体等監査実施計画

<table>
<tr><td>監査の種類</td><td>財政援助団体等監査</td></tr>
<tr><td>監査の対象</td><td>
１　財政援助団体
<table>
<tr><th>財政援助団体</th><th>所管部局</th></tr>
<tr><td>公益財団法人かわさき市民活動センター</td><td>市民文化局</td></tr>
<tr><td>社会福祉法人川崎市社会福祉協議会</td><td>健康福祉局</td></tr>
</table>
２　出資団体
<table>
<tr><th>出資団体</th><th>所管部局</th></tr>
<tr><td>川崎冷蔵株式会社</td><td>経済労働局</td></tr>
<tr><td>川崎未来エナジー株式会社</td><td>環境局</td></tr>
<tr><td>一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会</td><td>こども未来局</td></tr>
</table>
３　指定管理者及び指定管理施設
<table>
<tr><th>指定管理者</th><th>指定管理施設</th><th>所管部局</th></tr>
<tr><td rowspan="9">社会福祉法人川崎市社会福祉協議会</td><td>川崎市かわさき老人福祉・地域交流センター</td><td rowspan="9">健康福祉局</td></tr>
<tr><td>川崎市さいわい健康福祉プラザ</td></tr>
<tr><td>川崎市中原老人福祉センター</td></tr>
<tr><td>川崎市高津老人福祉・地域交流センター</td></tr>
<tr><td>川崎市宮前老人福祉センター</td></tr>
<tr><td>川崎市多摩老人福祉センター</td></tr>
<tr><td>川崎市麻生老人福祉センター</td></tr>
<tr><td>川崎市老人いこいの家（48施設）</td></tr>
<tr><td>川崎市総合福祉センター</td></tr>
<tr><td>公益財団法人かわさき市民活動センター</td><td>川崎市こども文化センター（41施設）</td><td rowspan="4">こども未来局</td></tr>
<tr><td>特定非営利活動法人あかい屋根</td><td>川崎市こども文化センター（4施設）</td></tr>
<tr><td>株式会社明日葉</td><td>川崎市こども文化センター（6施設）</td></tr>
<tr><td>株式会社理究キッズ</td><td>川崎市こども文化センター（4施設）</td></tr>
<tr><td>川崎市文化財団・川崎市観光協会グループ</td><td>東海道かわさき宿交流館</td><td>川崎区役所</td></tr>
</table>
※　記載されている所管部局の他、当該団体の業務に関係すると認められる局区等がある場合には、当該局区等も監査の対象とする。
</td></tr>
<tr><td>監査の範囲</td><td>主に令和７年度の出納その他の事務の執行を対象とする。
ただし、財政援助団体については本市からの財政援助に係る事務、指定管理者については公の施設の管理に係る事務を監査の範囲とする。
なお、必要に応じて他の年度の事務の執行も対象とする。</td></tr>
</table>

監査の期間	令和８年１２月１日から令和９年３月上旬まで
監査の方法	対象団体ごとの事業実態やリスク等を踏まえた上で、書類審査、関係者への質問、現地調査等の方法により行う。
監査の項目及び主な着眼点	財政援助団体は当該財政援助に係る出納その他の事務、出資団体は当該出資に係る出納その他の事務、公の施設の指定管理者は当該施設の指定管理に係る出納その他の事務が、関係法令等に則り、適正かつ正確に執行されているか、また市がこれらの団体に対して、効率的な運営等について適切な指導監督等を行っているか。 １　財政援助団体監査 （１）所管部局関係 ア　補助金の決定、交付目的、補助対象事業の内容、額の決定、交付方法、時期、手続等は適正か。 イ　補助金の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等により行われ、適切に審査しているか。 ウ　補助金交付団体への指導監督は適時適切に行われているか。 （２）財政援助団体関係 ア　補助金の交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。 イ　事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助対象事業以外に流用されていないか。 ウ　出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 エ　補助金に係る収支の会計経理等は適正か。 オ　補助金の実績報告書の内容は実績を十分把握でき、また、提出時期は適切か。 カ　精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。 ２　出資団体監査 （１）所管部局関係 ア　出資目的及び出資金額等は妥当か。 イ　出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。 ウ　出資団体の役員会や内部監査等の実施状況について十分に把握しているか。 （２）出資団体関係 ア　設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。 イ　経理規程等諸規程は整備されているか。 ウ　財務諸表等は法令等に準拠して作成されているか。 エ　事業成績、財政状況は適正に財務諸表等に表示されているか。 オ　会計経理及び財産管理は適切か。 カ　資金の運用は適切か。 キ　法令等に基づき、役員会等が開催され、十分に機能しているか。 ３　指定管理者監査 （１）所管部局関係

	ア　協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。 イ　事業報告書の点検は、適切になされているか。 ウ　自主事業は適切に行われ、その収支状況は適切に把握されているか。 エ　指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。 オ　指定管理者の経営状況等の把握に努めているか。 （２）指定管理者関係 ア　施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。 イ　協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。 ウ　指定管理業務の報告は、適時適切に行われているか。また、報告の内容は必要かつ十分なものとなっているか。 エ　経営の安定性は確保されているか。 オ　市民の平等な利用が確保されているか。 カ　市民サービスの向上及び経費の節減が図られているか。 キ　利用料金制度を採用している場合には、利用料金の設定等は適正になされているか。 ク　自主事業は適切に行われ、収支状況は明確になっているか。 ケ　共同事業体においては、代表者が構成員と効率的な連携を図り、また、構成員の収支状況を適切に把握しているか。 コ　公の施設の管理に係る会計経理は、他の事業会計と明確に区分され、適正に管理されているか。また、本部経費や剰余金の取扱いは適切になされているか。 サ　公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。 シ　公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。
監査の日程	令和８年１１月上旬　実施通知 令和８年１２月１日　監査開始 令和９年　３月上旬　監査委員会議 令和９年　３月中旬　監査結果の提出及び公表
その他	監査の対象に川崎冷蔵株式会社が含まれていることから、代表監査委員は、地方自治法第１９９条の２の規定に該当する財務に関する事務の監査について除斥する。